

平成20年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について（概要）

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関法」という。）、及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等法」という。）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について調査し、その概要を公表することとされています。

今般、平成20年度におけるそれぞれの法の施行の状況について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・ 行政機関法の報告対象である国の行政機関（40機関）
- ・ 独立行政法人等法の報告対象である独立行政法人等（205機関）

○ 対象期間

平成20年4月1日から21年3月31日までの状況について、平成21年3月31日現在で調査

記

1 開示請求の件数

平成20年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では76,870件、独立行政法人等では3,697件となっている。

（単位：件）

	行政機関	独立行政法人等
平成20年度	76,870	3,697
(参考)平成19年度	61,089	5,794

〔参考〕開示請求件数の機関別内訳

（単位：件）

行政機関	平成19年度	平成20年度	独立行政法人等	平成19年度	平成20年度
法務省	22,115	37,229	国民生活センター	811	958
厚生労働省	6,007	11,719	国立病院機構	365	409
国土交通省	8,082	8,913	医薬品医療機器総合機構	233	363
社会保険庁	8,706	4,841	都市再生機構	186	333
国税庁	3,156	3,601	大阪大学	143	174
その他	13,023	10,567	その他	4,056	1,460
計	61,089	76,870	計	5,794	3,697

2 開示決定等の件数

平成20年度には、行政機関では、68,620件の決定がされ、このうち、開示請求に係る行政文書について全部又は一部を開示する決定（開示決定）がされたものが66,109件（96.3%）、不開示の決定がされたものが2,511件（3.7%）となっている。

また、独立行政法人等では、3,440件の決定がされ、このうち、開示請求に係る法人文書について全部又は一部を開示する決定（開示決定）がされたものが2,921件（84.9%）、不開示の決定がされたものが519件（15.1%）となっている。

（単位：件、%）

	行政機関			独立行政法人等		
	計	うち全部又は一部を開示する決定	うち不開示の決定	計	うち全部又は一部を開示する決定	うち不開示の決定
平成20年度	68,620	66,109 (96.3)	2,511 (3.7)	3,440	2,921 (84.9)	519 (15.1)
(参考)平成19年度	49,750	47,497 (95.5)	2,253 (4.5)	5,568	5,053 (90.8)	515 (9.2)

3 開示決定等の期限の設定・遵守状況

開示決定等の期限については、原則として、開示請求のあった日から30日以内になければならないとされており（各法第10条第1項）、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができる（各法第10条第2項）。

また、開示請求の対象となる行政文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、「相当の期間」（期限を開示請求者に通知）内に開示決定等をすれば足りるとする期限の特例が設けられている（各法第11条）。

平成20年度にされた開示決定等の期限の設定・遵守状況は以下のとおり。

（単位：件、%）

		延長手続を採らなかったもの (第10条第1項)	延長手続を採ったもの (第10条第2項)	期限の特例規定を適用したもの (第11条)
行政機関		68,620 (100)	61,765 (90.0)	4,268 (6.2)
	うち期限までに開示決定等がされなかったもの	290 (0.4)	53 (0.1)	6 (0.0)
独立行政法人等		3,440 (100)	3,029 (88.1)	269 (7.8)
	うち期限までに開示決定等がされなかったもの	142 (4.1)	23 (0.7)	2 (0.1)

[参考] 期限までに開示決定等がされなかったもの（機関別内訳）

(単位：件)

		30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	第11条を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
行政機関	消防庁	15	0	0
	外務省	19	6	230
	文化庁	1	0	0
	厚生労働省	6	0	0
	社会保険庁	12	0	0
	観光庁	0	0	1
計		53	6	231
独立行政法人等	科学技術振興機構	1	0	0
	国際協力機構	0	2	0
	国立病院機構	0	0	113
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	0	0
	株式会社日本政策金融公庫	0	0	1
	お茶の水女子大学	0	0	3
	鳥取大学	11	0	0
	長崎大学	10	0	0
計		23	2	117

4 不開示としたものの理由

不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、行政機関では、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるもののいずれの理由においても前年度に比べ増加している。

(単位：件)

	行政機関				独立行政法人等			
	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他	不開示情報に該当	法人文書の不存在	存否応答拒否	その他
平成20年度	43,028	2,549	226	226	1,763	520	12	52
(参考) 平成19年度	28,160	2,494	172	192	2,750	449	14	21

5 不服申立て

(1) 不服申立て件数

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、行政機関の長（行政機関法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成20年度にされた不服申立ての件数は、行政機関、独立行政法人等のいずれも前年度に比べ減少している。

(単位：件)

	行政機関	独立行政法人等
平成20年度	851	109
(参考) 平成19年度	1,018	206

(2) 処理日数

① 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

平成20年度に裁決・決定を行った事案について、不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9月以内	9月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
行政機関	679	75 (11.0)	115 (16.9)	146 (21.5)	93 (13.7)	154 (22.7)	96 (14.1)
(参考) 平成19年度	918	126 (13.7)	275 (30.0)	165 (18.0)	117 (12.7)	150 (16.3)	85 (9.3)
独立行政法人等	165	20 (12.1)	23 (13.9)	32 (19.4)	24 (14.5)	57 (34.5)	9 (5.5)
(参考) 平成19年度	196	29 (14.8)	44 (22.4)	35 (17.9)	13 (6.6)	68 (34.7)	7 (3.6)

② 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月3日に各府省申合せを行い、審査会への諮問については、特段の事情のない限り、不服申立てを受けてから90日以内に行うこととした。

平成20年度に審査会に諮問した事案について、不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 90日以内	90日超
行政機関	802	132 (16.5)	436 (54.4)	234 (29.2)
(参考) 平成19年度	781	90 (11.5)	524 (67.1)	167 (21.4)
独立行政法人等	85	30 (35.3)	47 (55.3)	8 (9.4)
(参考) 平成19年度	209	28 (13.4)	122 (58.4)	59 (28.2)

[参考] 90日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
内閣官房	22
法務省	66
外務省	24
厚生労働省	102
国土交通省	18
防衛省	2
計	234

独立行政法人等	件数
医薬品医療機器総合機構	1
国際協力機構	1
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2
都市再生機構	1
北海道大学	1
東北大学	1
郵便事業株式会社	1
計	8

③ 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

上記②で示した各府省申合せにおいては、答申後の裁決・決定についても、特段の事情のない限り、60日以内に行うこととした。

審査会の答申を受けて平成20年度に裁決・決定をした事案について、答申を受けてから裁決・決定するまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 60日以内	60日超
行政機関	615	418 (68.0)	116 (18.9)	81 (13.2)
(参考) 平成19年度	698	464 (66.5)	146 (20.9)	88 (12.6)
独立行政法人等	151	115 (76.2)	32 (21.2)	4 (2.6)
(参考) 平成19年度	156	83 (53.2)	62 (39.7)	11 (7.1)

[参考] 60日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
内閣官房	14
警察庁	1
法務省	3
検察庁	1
外務省	5
厚生労働省	51
防衛省	1
会計検査院	5
計	81

独立行政法人等	件数
宮城教育大学	3
名古屋大学	1
計	4

(3) 審査会における諮問・答申状況

審査会で平成20年度に新たに諮問を受けた件数及び答申を行った件数を前年度と比べると、行政機関は増加しており、独立行政法人等は減少している。

(単位：件)

	行政機関		独立行政法人等	
	諮問件数	答申件数	諮問件数	答申件数
平成20年度	748	592	83	92
(参考)平成19年度	634	550	156	114

(注) 諮問庁（行政機関の長又は独立行政法人等）が受け付けた不服申立てについては、複数の申立てをまとめて諮問しているものがあるため、上記(2)②の表の「計」欄の件数と本表の「諮問件数」欄の件数とは一致しない。

6 訴訟（新規提訴件数）

平成20年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟は、行政機関で16件、独立行政法人等で4件となっている。

(単位：件)

	行政機関	独立行政法人等
平成20年度	16	4
(参考)平成19年度	13	4